

秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業実施要綱

〔 令和5年5月24日  
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯の生活支援策として、令和5年度市県民税非課税世帯に対し、給付金を給付する秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（以下「価格高騰支援給付金」という。）は、前条の目的を達成するため、本市から給付する給付金をいう。

(2) 給付対象世帯 次のアおよびイに該当する市民税・県民税非課税者で構成される世帯をいう。

ア 令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（配偶者からの暴力等で住民票の異動が困難であることその他特別な理由により、本市の住民基本台帳に記録されていない者であって本市に居住していることを客観的に証明できる者を含む。）

イ 令和5年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市民税」という。）が課されていない者又は秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第35条の規定により当該市民税を免除された者

(価格高騰支援給付金の給付等)

第3条 市長は、給付対象世帯に対し、この要綱に定めるところにより、価格高騰支援給付金を給付する。

2 前項の規定により給付対象世帯に対して給付する価格高騰支援給付金の額は、給付対象世帯1世帯につき30,000円とする。

(申請および給付の方式)

第4条 価格高騰支援給付金の給付を受けようとする世帯の世帯主(以下「申請者」という。)は、秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金申請書(様式第1号)、秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金申請書(様式第2号)(以下「申請書」と総称する。)を、令和5年10月31日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者による申請は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出する方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出する方式

3 前項各号に定める申請方式の申請期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 郵送申請方式 令和5年10月31日までの消印があるもの

(2) 窓口申請方式 令和5年10月31日までに市の窓口に提出されたもの

4 申請者は、価格高騰支援給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(給付の申込み等)

第5条 市長は、前条の規定に関わらず、秋田市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業実施要綱(令和4年10月13日市長決裁)に規定する価格高騰緊急支援給付金(以下「価格高騰緊急支援給付金」という。)の給付を受けた世帯又は秋田市住民税非課税世帯燃料費等高騰対策緊急助成事業実施要綱(令和4年10月13日市長決裁)に規定する燃料費等高騰対策緊急助成金(以下「燃料費等高騰

対策緊急助成金」という。)の助成を受けた世帯であって、市長が給付対象世帯であると確認することができる世帯の世帯主(以下「価格高騰緊急支援給付金等受給者」という。)に対し、給付を受けることの確認をするための書類(次項において「確認書」という。)を送付し、価格高騰緊急支援給付金の給付の申込みを行うことができる。

2 価格高騰緊急支援給付金等受給者は、前項に規定する確認書により給付の申込みを受けたときは、秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金受給辞退の届出書(様式第3号)による受給の辞退又は秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金振込口座等の届出書(様式第4号)による指定口座(価格高騰緊急支援給付金又は燃料費等高騰対策緊急助成金の給付を受けるに当たり指定していた金融機関の口座をいう。以下同じ。)の変更を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みの日から14日以内に前項の規定による届出がないときは、速やかに給付を決定し、価格高騰緊急支援給付金等受給者に対し、価格高騰緊急支援給付金を給付するものとする。

(価格高騰緊急支援給付金等受給者に対する給付の方式)

第6条 市長は、価格高騰緊急支援給付金等受給者に対して、市が把握する指定口座に振り込む方式により給付を行う。

2 前項の規定にかかわらず、価格高騰緊急支援給付金等受給者が前条第2項に規定する秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付口座登録等の届出書により、同条第1項の規定による申込みの日から14日以内に指定口座の変更を届け出た場合は、当該届出をした指定口座に振り込む方式により給付を行う。

(代理人による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として第4条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に掲げる者に限るものとする。

(1) 申請者の属する世帯の世帯構成者 基準日時点で申請者の属する世帯の世帯構成員である者

(2) 法定代理人 親権者、未成年後見人、成年後見人ならびに代理権付与の審判がなされた保佐人および補助人

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等  
次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに掲げる者

ア 当該者による代理申請が適当であると市長が特に認める場合 民生委員、自治会長、親類その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者

イ 申請者が施設入所者である場合 施設の職員

ウ 申請者が長期入院者である場合 病院の職員

エ 里親制度を利用している里子である場合 里親

オ 配偶者等からの暴力を受けているDV被害者である場合 民間支援団体等

2 代理人が価格高騰支援給付金の給付の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の代理人欄への記載を含む。）を提出しなければならない。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理による申請をすることができる者であることを確認するものとする。  
（給付の決定）

第8条 市長は、申請書を收受したときは、速やかにその内容を審査の上、給付の可否を決定し、秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付決定通知書（様式第5号）又は秋田市住民税非課税世帯電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により価格高騰支援給付金の給付を決定したときは、価格高騰支援給付金を申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現金によ

り給付することができる。

(1) 申請者が金融機関に口座を開設していない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、金融機関の口座に振り込む方式による給付が困難と認める場合

(価格高騰支援給付金の給付に関する周知)

第9条 市長は、事業の実施に当たっては、給付対象世帯の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、申請者から第4条第3項第1号又は第2号の申請期限までに同条第1項の規定による申請が行われなかった場合又は市長が第5条第3項の規定により給付の決定を行った後、市が把握する価格高騰緊急支援給付金等受給者の指定口座(給付の申込みの日から14日以内に指定口座の変更を届け出た場合は、当該届出をした指定口座)の解約等により振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和5年11月30日までに給付ができないときは、当該価格高騰緊急支援給付金等受給者が価格高騰支援給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定による給付の決定を行った後において、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、その他給付対象者の責に帰すべき事由により令和5年11月30日までに給付ができないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、価格高騰支援給付金の給付の決定を受けた後に給付対象世帯の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により価格高騰支援給付金の給付を受けた者に対し、給付した価格高騰支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 価格高騰支援給付金の給付を受ける権利は、他人に譲り渡し、又

は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。